

学芸員養成の歴史的変遷と国際比較 —学芸員に求められる資質と能力を中心に—

Historical transition of curator training and international comparison
—Focusing on the qualities and abilities required of curators—

高橋 舞¹, 金田 卓也², 松村 茂樹³, 青木 俊郎⁴, 下田 敦子¹,
アチャヤ ウシャ⁵, サラスワット チトレッシュ⁶

Mai Takahashi¹, Takuya Kaneda², Shigeki Matsumura³, Toshiro Aoki⁴, Atsuko Shimoda¹,
Usha Acharya⁵, and Chitresh Saraswat⁶

¹人間生活文化研究所, ²家政学部児童学科, ³文学部コミュニケーション文化学科, ⁴博物館,
⁵Social Sciences & Education, Nepal Open University,
⁶Fenner School of Environment & Society, Australian National University

キーワード : 学芸員, 学芸員養成課程, 学芸員の国際比較, 学芸員の資質と能力
Key words : Curator, Curator training course, International comparison of curators,
Qualities and abilities of curators

1. 研究の趣旨と目的

博物館法の公布(1951年)によって学芸員制度が開始して以来,約70年が経過した。その間の博物館を取りまく状況の変化は云うまでもなく個々の博物館では高度な情報通信技術,公共化,国際化に適応するべく運営上の課題には枚挙に暇がない。国レベルでは専門家による協議や後進の育成,法改正^註が進みつつあるものの,現実には現場レベルでは課題の解消に向けた模索,試行錯誤の取組みが続いている。

博物館法の制定当初は博物館は全国に200館ほどであったが現在ではその約30倍の数となり(5,738館),従事する学芸員数は8,403人と増加傾向にある(平成30年10月,社会教育調査)。日本古来の文化財を保護することを一つの契機として制定された博物館法。それに基づく業務を担う学芸員には時代の変化に適応した資質,能力が求められる。

下記,博物館法より抜粋。

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必

要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）。

第四条

- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

そこで本研究では博物館の現代的課題に対応するべく博物館業務の中心を担う学芸員の専門性について、その成立を辿りながら明らかにしたい。また我が国の博物館,学芸員の歴史,変遷に影響を及ぼした諸外国との対比を通して,お家芸たる日本独自の博物館学芸員の資質,能力(専門性)を解明してゆくことを目的とした。

2. 研究の実施内容

※本プロジェクトメンバーはその専門性から次のように研究を分担した。日本(高橋,下田,金田,松村,青木),イギリス(高橋,サラスワット),インド(高橋,サラスワット,アチャヤ),ネパール(金田,アチャヤ),中国(松村),オーストラリア(高橋,サラスワット)。
※本年度は前記の命題に取り組むための基礎情報の収集調査にあたった。その一部を記す。

(1) 基礎情報の収集

1) 博物館の関連法, 制度

【日本】博物館法 (1951 年) の概要
博物館の定義, 博物館事業, 博物館従事者, 博物館の設置・運営, 博物館登録等について定めている。

【イギリス】博物館に関する法令等は, 次の法で触れられている。British Museum Act (1963 年), Public Libraries and Museums Act (1964 年), Local Government Act (1972 年), National Heritage Act (1983 年), National Heritage Scotland Act (1985 年), National Maritime Museum Act (1989 年), Museums and Galleries Act (1992 年)

【インド】Indian Museum Act (1992 年) の概要
博物館管理組織体制・役割, 予算, 収蔵品の取り扱いについて定めている。博物館法の 9 割ほどは, 管理組織の権威について明記されている。

【オーストラリア】博物館法 (Museum Act) は, 首都特別地域と全 7 州ごとに定められている。National Museum of Australia Act (1980 年), Museum Act (1969 年), Australian Museum Trust Act (1975 年), Museum and Art Gallery of the Northern Territory Act (2014 年), South Australian Museum Act (1976 年), Queensland Museum Act (1970 年), Tasmanian Museum Act (1950 年), Tasmanian Museum and Art Gallery Act (2017 年), Museums Act (1983 年)

博物館法 (Museum Act) は, 日本, イギリス, インドに関しては, 1 国 1 法律であった。

博物館法 (Museum Act) にて, 学芸員の定義・役割・資格について詳細に記しているのは, 日本だけであった。

表 1. 関連法、制度、職種とその定義の比較表

国名	日本	イギリス	インド	オーストラリア
主たる法律	博物館法 (1951 年)	Museum Act (1989 年)	Indian Museum Act (1992 年)	National Museum of Australia Act (1980 年) 等
学芸員の養成	主として大学	主として大学	主として大学	主として大学
職種	学芸員	Curator, Educator 等	Curator	Curator
資格	認定資格	認定資格	なし	なし

2) 関連用語の抽出

各国の関連法, 制度を調査する過程において関連用語を各国ごとに抽出した。日本語 (英訳), イギリス, インド, オーストラリア順で記す。

- 学芸員 (Curator) – Curator/ Curator/ Curator
- 学芸員養成課程 (無し) – 無し/無し/無し
- 教育 (Education) – Education/ Education/ Education
- 歴史 (History) – History/ History/ History
- 職業 (Job) – Job/ Job/ Job
- 論文 (Journal) – Journal/ Journal/ Journal
- 博物館 (Museum) – Museum/ Museum/ Museum

3) 文献調査

【データソース】検索エンジンは Google 社 “Google Scholar” を使用した。
(scholarhttps://scholar.google.co.jp/) (2021 年 8 月 4 日)。なお, 本サイト参照にあたっては 2021 年 8 月 4 日から 2022 年 1 月 14 日であった。(1950 年から 2021 年)。

【検索キーワード】前記で明らかになった関連用語を用いた。

【検索結果】各国 (日本, イギリス, オーストラリア, インド) 別の検索件数は次のようであった。
日本: 34 件 (学術論文 19 件, 報告書 4 件, 資料 8 件, パンフレット 1 件, 記事 1 件, その他 1 件)
イギリス: 21 件 (学術論文 18 件, 報告書 3 件)
オーストラリア 6 件 (学術論文 6 件)
インド: 2 件 (報告書 2 件)

- 日本 – Japan
- イギリス – UK, England
- オーストラリア – Australia
- インド – India

検索された書誌情報の抄録を吟味検討した。

4) 学芸員養成課程の実態を把握するための調査

表 1 のとおり我が国の学芸員の養成は主として大学等に設置された課程 (297 の大学, 令和 3 年度) でその基礎が行われている。そこで本研究では, 各大学等がインターネットサイトで公表しているシラバスを対象として調査にあたった。カッコ内は調査対象とした校数。

- 国立大学 54 校 (うち 28 校)
- 公立大学 22 校 (うち 22 校)
- 私立大学 215 校 (うち 25 校)

公立短期大学 1校 (1校)

私立短期大学 5校 (5校)

サイトの参照期間は2022年1月14日からであった。

【データの抽出と数量化】シラバスの内容から下記の項目を抽出しデータマトリックスとした。

大学名, 科目名と単位数 (定められている通り), 科目種別 (開講学部・課程), 担当者名とその専門分野, 労働形態 (専任, 非常勤), 授業の概要, 到達目標, 授業内容 (15回分), 授業形態, 大学博物館の有無, 履修上の注意, 準備学習, 教科書, 参考書, 成績評価の方法, その他, 備考

→パターン分類は今後の課題

3. 課題

本研究は, 学術論文, 政府刊行物, 博物館関連文書並びに博物館法を中心に文献調査を行い, 整理している。しかしオーストラリアとインドにおける情報収集作業は, まだ不十分であるので, 次年度の中心課題として取り組んでいく。

また, 日本の学芸員教育, 特に, 博物館教育に貢献できる人材の育成が急ぎ求められている現代的な要求に対応するためには, 全国一律の同じ内容では限界がある。そのため, 各大学の特徴・専門性を活かせるような特色ある学芸員教育を考えてゆ

く必要がある。調査結果から, 大学の立地条件 (都道府県, 博物館数, 人口), 大学規模, 学生環境が学芸員養成と関係しているのではないかということが示唆された。

今回は博物館の多様な業務からまずは昨今, 社会教育, 生涯学習, 市民教育として注目されている博物館の教育施設としての側面に主眼を置いて研究に取り組んだ。

(全国の種別博物館の分布の状況, 博物館利用者統計の分析は本研究の課題のひとつである。)

註 文化庁. “博物館法の一部を改正する法律 (令和4年法律第24号) について”

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html

(参照日 2022-04-15)

謝辞

大妻女子大学名誉教授, 人間生活文化研究所前所長の大澤清二先生には, 研究課題の立案からデータ収集ならびに統計的調査方法についてご指導いただいております。ここに厚く感謝申し上げます。